



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目次 (*については県例規集掲載事項) (取扱課室名) ページ

○ 規則

- *17 和歌山県リサイクル製品の認定及び利用の促進に関する条例施行規則の一部を改正する規則 (循環型社会推進課) 1
- *18 農薬取締法施行細則の一部を改正する規則 (果樹園芸課) 2
- *19 和歌山県景観条例施行規則の一部を改正する規則 (都市政策課) 2
- *20 建築物等の外観の維持保全及び景観支障状態の制限に関する条例施行規則の一部を改正する規則 (") 4

○ 告示

- 226 介護保険法による指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者の指定 (長寿社会課) 5
- 227 平成31年和歌山県告示第186号(平成31年度随時技能検定の実施)の一部改正 (労働政策課) 5
- 228 保安林の指定 (森林整備課) 5
- 229 保安林の指定施業要件変更予定 (") 6
- 230 採石業務管理者試験の実施 (砂防課) 6
- 231 和歌山県景観計画の変更 (都市政策課) 8
- 232 和歌山県プレジャーボートの係留保管の適正化に関する条例による重点調整区域の指定の解除 (港湾空港振興課) 8
- 233 港湾法による放置等禁止区域の指定 (") 8
- 234 一般競争入札による落札者の決定 (警察本部) 9
- 235 " (") 9
- 236 " (") 10

○ 公安委員会告示

- 11 交通誘導警備業務2級、施設警備業務2級、貴重品運搬警備業務2級、雑踏警備業務1級及び雑踏警備業務2級検定の実施 11

○ 選挙管理委員会告示

- 30 政治団体の届出事項の異動の届出 15
- 31 資金管理団体の届出事項の異動の届出 16
- 32 政治団体の解散の届出 16
- 33 政治団体の設立の届出 16
- 34 平成30年和歌山県選挙管理委員会告示第27号(政治団体の設立の届出)の一部訂正 17

規 則

和歌山県規則第17号

和歌山県リサイクル製品の認定及び利用の促進に関する条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和元年7月5日

和歌山県知事 仁坂吉伸

和歌山県リサイクル製品の認定及び利用の促進に関する条例施行規則の一部を改正する規則
 和歌山県リサイクル製品の認定及び利用の促進に関する条例施行規則(平成17年和歌山県規則第116号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(認定基準等) 第2条 略 2 条例第5条第1項第3号の規則で定める基準は、次に掲げるとおりとする。 (1) 略 (2) 次に掲げる規格のいずれかに適合していること。 ア <u>産業標準化法(昭和24年法律第185号)に基づく日本産業規格</u> イ <u>日本農林規格等に関する法律(昭和25年法律第175号)に基づく日本農林規格</u> ウ・エ 略 (3) 略	(認定基準等) 第2条 略 2 条例第5条第1項第3号の規則で定める基準は、次に掲げるとおりとする。 (1) 略 (2) 次に掲げる規格のいずれかに適合していること。 ア <u>工業標準化法(昭和24年法律第185号)に基づく日本工業規格</u> イ <u>農林物資の規格化等に関する法律(昭和25年法律第175号)に基づく日本農林規格</u> ウ・エ 略 (3) 略

別記第1号様式中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

和歌山県規則第18号

農薬取締法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和元年7月5日

和歌山県知事 仁坂吉伸

農薬取締法施行細則の一部を改正する規則

農薬取締法施行細則(昭和49年和歌山県規則第7号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
別記第1号様式(第4条関係) 水質汚濁性農薬使用許可申請書 略 <u>病虫害防除所長 様</u> 略 注 1 略 2 用紙の大きさは、 <u>日本産業規格A4</u> とする。	別記第1号様式(第4条関係) 水質汚濁性農薬使用許可申請書 略 <u>病虫害防除所長殿</u> 略 注 1 略 2 用紙の大きさは、 <u>日本工業規格A4</u> とする。
別記第2号様式(第6条関係) 水質汚濁性農薬使用許可証 略 注 用紙の大きさは、 <u>日本産業規格A4</u> とする。	別記第2号様式(第6条関係) 水質汚濁性農薬使用許可証 略 注 用紙の大きさは、 <u>日本工業規格A4</u> とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

和歌山県規則第19号

和歌山県景観条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和元年7月5日

和歌山県知事 仁坂吉伸

和歌山県景観条例施行規則の一部を改正する規則

和歌山県景観条例施行規則（平成20年和歌山県規則第81号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(適用除外)</p> <p>第7条 条例第13条第1号の規則で定める規模は、<u>景観計画区域のうち特定景観形成地域以外の区域においては別表第1の左欄、熊野参詣道（中辺路）特定景観形成地域の区域においては別表第1の2の左欄、高野参詣道（町石道）周辺特定景観形成地域の区域においては別表第1の3の左欄、熊野参詣道（大辺路）特定景観形成地域の区域においては別表第1の4の左欄、熊野川周辺特定景観形成地域の区域においては別表第1の5の左欄に掲げる行為の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる規模とする。</u></p> <p>2 条例第13条第2号の規則で定める行為は、次に掲げる行為とする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) <u>都市計画法（昭和43年法律第100号）第58条第1項の規定に基づく市町村の条例による許可に係る行為</u></p> <p>(6)～(8) 略</p> <p>3 条例第13条第4号の規則で定める行為は、次に掲げる行為とする。</p> <p>(1)～(9) 略</p> <p>(10) <u>水面の埋立て（バッファゾーン（和歌山県世界遺産条例（平成17年和歌山県条例第22号）第5条第1項の基本的な計画において緩衝地帯とされた区域であって、熊野参詣道（中辺路）特定景観形成地域、高野参詣道（町石道）周辺特定景観形成地域、熊野参詣道（大辺路）特定景観形成地域及び熊野川周辺特定景観形成地域の区域内にあるものに限る。以下同じ。）の区域を除く。）</u></p> <p>(11) <u>架空電線路用の鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱、木柱その他これらに類するものの新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更で、高さ15メートルを超えないもの（熊野参詣道（中辺路）特定景観形成地域の区域のうちバッファゾーンの区域及び国道168号の道路境界から200メートル以内の区域、高野参詣道（町石道）周辺特定景観形成地域の区域のうちバッファゾーンの区域、熊野参詣道（大辺路）特定景観形成地域の区域のうちバッファゾーンの区域並びに熊野川周辺特定景観形成地域の区域のうちバッファゾーンの区域及び国道168号の道路境界から200メートル以内の区域において行う行為を除く。）</u></p> <p>(12) <u>熊野参詣道（中辺路）特定景観形成地域の区域のうちバッファゾーンの区域において行う別表第2の左欄に掲げる行為（国道168号の道路境界から200メートル以内の区域において行う行為を除く。）、高野参詣道（町石道）周辺特定景観形成地域の区域のうちバッファゾーンの区域において行う別表第2の2に掲げる行為、熊野参詣道（大辺路）特定景観形成地域の区域のうちバッファゾーンの区域において行う別表第2の3に掲げる行為及</u></p>	<p>(適用除外)</p> <p>第7条 条例第13条第1号の規則で定める規模は、<u>景観計画区域のうち特定景観形成地域以外の区域においては別表第1の左欄、熊野参詣道（中辺路）特定景観形成地域の区域においては別表第1の2の左欄、高野山町石道周辺特定景観形成地域の区域においては別表第1の3の左欄、熊野参詣道（大辺路）特定景観形成地域の区域においては別表第1の4の左欄、熊野川周辺特定景観形成地域の区域においては別表第1の5の左欄に掲げる行為の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる規模とする。</u></p> <p>2 条例第13条第2号の規則で定める行為は、次に掲げる行為とする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) <u>風致地区内における建築等の規制に関する条例（昭和45年和歌山県条例第22号）第2条第1項の許可に係る行為及び都市計画法（昭和43年法律第100号）第58条第1項の規定に基づく市町村の条例による許可に係る行為</u></p> <p>(6)～(8) 略</p> <p>3 条例第13条第4号の規則で定める行為は、次に掲げる行為とする。</p> <p>(1)～(9) 略</p> <p>(10) <u>水面の埋立て（バッファゾーン（和歌山県世界遺産条例（平成17年和歌山県条例第22号）第5条第1項の基本的な計画において緩衝地帯とされた区域であって、熊野参詣道（中辺路）特定景観形成地域、高野山町石道周辺特定景観形成地域、熊野参詣道（大辺路）特定景観形成地域及び熊野川周辺特定景観形成地域の区域内にあるものに限る。以下同じ。）の区域を除く。）</u></p> <p>(11) <u>架空電線路用の鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱、木柱その他これらに類するものの新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更で、高さ15メートルを超えないもの（熊野参詣道（中辺路）特定景観形成地域の区域のうちバッファゾーンの区域及び国道311号及び国道168号（田辺市本宮町本宮以南に限る。）の道路境界から200メートル以内の区域、高野山町石道周辺特定景観形成地域の区域のうちバッファゾーンの区域並びに熊野川周辺特定景観形成地域の区域のうちバッファゾーンの区域及び国道168号の道路境界から200メートル以内の区域において行う行為を除く。）</u></p> <p>(12) <u>熊野参詣道（中辺路）特定景観形成地域の区域のうちバッファゾーンの区域において行う別表第2の左欄に掲げる行為（国道311号及び国道168号（田辺市本宮町本宮以南に限る。）の道路境界線から200メートル以内の区域において行う行為を除く。）、高野山町石道周辺特定景観形成地域の区域のうちバッファゾーンの区域において行う別表第2の2に掲げる行為、熊野参詣道（大辺路）特定景観形成地域の区域のうちバッファゾーンの区</u></p>

び熊野川周辺特定景観形成地域の区域のうちバッファゾーンの区域において行う別表第2の左欄に掲げる行為(国道168号の道路境界から200メートル以内の区域において行う行為を除く。)

- (13) 熊野参詣道(中辺路)特定景観形成地域の区域のうち国道168号の道路境界から200メートル以内の区域及び熊野川周辺特定景観形成地域の区域のうち国道168号の道路境界から200メートル以内の区域において行う別表第2に掲げる行為で、同表の左欄に掲げる行為の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる規模のもの

域において行う別表第2の3に掲げる行為及び熊野川周辺特定景観形成地域の区域のうちバッファゾーンの区域において行う別表第2の左欄に掲げる行為(国道168号の道路境界線から200メートル以内の区域において行う行為を除く。)

- (13) 熊野参詣道(中辺路)特定景観形成地域の区域のうち国道311号及び国道168号(田辺市本宮町本宮以南に限る。)の道路境界線から200メートル以内の区域並びに熊野川周辺特定景観形成地域の区域のうち国道168号の道路境界線から200メートル以内の区域において行う別表第2に掲げる行為で、同表の左欄に掲げる行為の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる規模のもの

別表第1の2中「並びに国道311号」及び「(田辺市本宮町本宮以南に限る。)」を削る。

別表第1の3中「高野山町石道周辺特定景観形成地域」を「高野参詣道(町石道)周辺特定景観形成地域」に、「天野集落」を「和歌山県景観計画に定める天野集落」に改め、「200メートルの区域」の次に「並びに世界遺産を結ぶ歩行者動線沿道の区域」を加える。

別表第2の2中「高野山町石道周辺特定景観形成地域」を「高野参詣道(町石道)周辺特定景観形成地域」に改める。

別記第5号様式中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

別記第6号様式中「日本工業規格」を「日本産業規格」に、「田辺市、新宮市」を「新宮市、かつらぎ町」に、「九度山町高野山町石道周辺景観保護条例」を「九度山町高野参詣道周辺景観保護条例」に、「白浜町熊野古道大辺路富田坂及び仏坂周辺の文化的景観の保護に関する条例及びすさみ町熊野古道大辺路周辺の文化的景観の保護に関する条例」を「熊野古道大辺路富田坂及び仏坂周辺の文化的景観の保護に関する条例、すさみ町熊野古道大辺路周辺の文化的景観の保護に関する条例及び熊野古道大辺路新田平見、富山平見、飛渡谷及び清水峠周辺の文化的景観の保護に関する条例」に改める。

附 則

この規則は、令和元年9月1日から施行する。ただし、第7条第2項第5号の改正規定並びに別記第5号様式及び別記第6号様式の改正規定(「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める部分に限る。)は、公布の日から施行する。

和歌山県規則第20号

建築物等の外観の維持保全及び景観支障状態の制限に関する条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和元年7月5日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

建築物等の外観の維持保全及び景観支障状態の制限に関する条例施行規則の一部を改正する規則
建築物等の外観の維持保全及び景観支障状態の制限に関する条例施行規則(平成23年和歌山県規則第54号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(市町村の長の要請に係る区域) 第7条 条例第4条第1項第2号の規則で定める区域は、次に掲げる区域とする。 (1) 景観条例第5条第2項の特定景観形成地域(以下この条において「特定景観形成地域」という。)として定められた熊野参詣道(中	(市町村の長の要請に係る区域) 第7条 条例第4条第1項第2号の規則で定める区域は、次に掲げる区域とする。 (1) 景観条例第5条第2項の特定景観形成地域(以下この条において「特定景観形成地域」という。)として定められた熊野参詣道(中

辺路) 特定景観形成地域のうちバッファゾーン(和歌山県世界遺産条例(平成17年和歌山県条例第22号)第5条第1項の基本的な計画において緩衝地帯とされた区域。以下この条において同じ。)の区域及び国道168号の道路境界から200メートル以内の区域

- (2) 特定景観形成地域として定められた高野参詣道(町石道)周辺特定景観形成地域のうちバッファゾーンの区域
- (3) 略
- (4) 特定景観形成地域として定められた熊野川周辺特定景観形成地域のうちバッファゾーンの区域及び国道168号の道路境界から200メートル以内の区域
- (5) 略

辺路) 特定景観形成地域のうちバッファゾーン(和歌山県世界遺産条例(平成17年和歌山県条例第22号)第5条第1項の基本的な計画において緩衝地帯とされた区域。以下この条において同じ。)の区域並びに国道311号及び国道168号(田辺市本宮町本宮以南に限る。)の道路境界から200メートル以内の区域

- (2) 特定景観形成地域として定められた高野山町石道周辺特定景観形成地域のうちバッファゾーンの区域
- (3) 略
- (4) 特定景観形成地域として定められた熊野川周辺特定景観形成地域のうちバッファゾーンの区域
- (5) 略

別記第4号様式中

「 バッファゾーン
 国道311号沿道
 国道168号沿道

を

「 バッファゾーン
 国道168号沿道

に改める。

附 則

この規則は、令和元年9月1日から施行する。

告 示

和歌山県告示第226号

介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項及び第53条第1項の規定により指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条第1号及び第115条の10第1号の規定に基づき公示する。

令和元年7月5日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

指定事業者番号	事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	指 定年月日	指 定の有効期間の満了の日
3061890046	株式会社カルナエイト	訪問看護ステーションこむすび岩出紀の川	和歌山県岩出市宮71-1 パストラルビル2階2-C	訪問看護	令和元.7.1	令和7.6.30
				介護予防訪問看護	令和元.7.1	令和7.6.30

和歌山県告示第227号

平成31年和歌山県告示第186号(平成31年度随時技能検定の実施)の一部を次のように改正し、令和元年7月5日から適用する。

令和元年7月5日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

本文中「**铸造(铸铁铸物铸造作业、非鉄金属铸物铸造作业)、機械加工(普通旋盤作業、数値制御旋盤作業、フライス盤作業、マシニングセンタ作業)**」の次に「**、金属プレス加工(金属プレス作業)**」を、「**铸造、機械加工**」の次に「**、金属プレス加工**」を加える。

和歌山県告示第228号

森林法(昭和26年法律第249号)第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和元年7月5日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 保安林の所在場所 田辺市中辺路町高原字正木691の1、691の2、691の56、691の58、691の59
- 2 指定の目的 水源の^{かん}涵養
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び西牟婁振興局農林水産振興部林務課並びに田辺市役所に備え置いて縦覧に供する。)

和歌山県告示第229号

次のように保安林の指定施業要件の変更をする予定であるから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の2第1項の規定により告示する。

令和元年7月5日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 日高郡日高川町（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 水源の^{かん}涵養
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び日高振興局農林水産振興部林務課並びに日高川町役場に備え置いて縦覧に供する。)

和歌山県告示第230号

採石法（昭和25年法律第291号）第32条の13の規定により第48回採石業務管理者試験を次のとおり実施する。

令和元年7月5日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 試験の日時及び場所
 - (1) 日時
令和元年10月11日（金）午前10時から正午まで
 - (2) 場所
和歌山市茶屋ノ丁2番地1
和歌山県自治会館 304会議室

2 試験科目及び出題範囲

- (1) 岩石の採取に関する法令事項（環境保全関係法令事項を含む。）
- (2) 岩石の採取に関する技術的な事項（岩石の採掘、発破、破砕選別、汚濁水の処理、脱水ケーキ（脱水処理に伴って生ずる湿状の岩石粉をいう。）の処理、廃土及び廃石の堆積並びに採掘終了時の措置に関する技術的な事項）

3 受験手続等

(1) 申込用紙の配布期間及び配布場所

ア 配布期間

令和元年8月1日（木）から同年9月2日（月）までの間の日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）を除く日の午前9時から午後5時45分まで

イ 配布場所

和歌山県県土整備部河川・下水道局砂防課
各振興局建設部管理保全課

(2) 提出書類

ア 受験願書

イ 受験票（返信用62円切手を貼り付けること。）

ウ 写真（手札形とし、受験願書提出前6か月以内に撮影した正面上半身像で、裏面に撮影年月日、氏名及び年齢を記載したもの）

(3) 受験手数料

8,000円（和歌山県証紙を受験願書に貼り付けること。）

(4) 提出方法

受付期間内に簡易書留郵便により郵送すること。

なお、受付は郵送のみとし、持参、ファクシミリ、インターネット等による受付は行わない。

(5) 受付期間

令和元年9月2日（月）から同月13日（金）まで。ただし、受付期間中の消印があるものは、受け付ける。

(6) 提出先

〒640-8585

和歌山市小松原通一丁目1番地

和歌山県県土整備部河川・下水道局砂防課

4 合格者の発表等

(1) 合格発表日

令和元年11月1日（金）

(2) 発表の方法

ア 合格発表日の午前10時に和歌山県県土整備部河川・下水道局砂防課に合格者の受験番号を掲示する。

イ 受験者に対し郵送により合否を通知する。

5 試験結果の開示

この試験の結果については、和歌山県個人情報保護条例（平成14年和歌山県条例第66号）第25条第1項の規定により、口頭で総合得点を開示請求することができる。

開示を希望する者は、受験者本人が受験票又は本人であることを証明する書類（運転免許証、旅券等の顔写真付きで公的機関発行のものに限る。）を持参の上、和歌山県県土整備部河川・下水道局砂防課に請求すること。

開示の期間は、令和元年11月1日（金）から同年12月2日（月）までの間（日曜日、土曜日及び休日を除く。）とする。

6 問合せ先

和歌山県県土整備部河川・下水道局砂防課
各振興局建設部管理保全課

和歌山県告示第231号

景観法（平成16年法律第110号）第8条第1項の規定に基づく和歌山県景観計画を変更したので、同法第9条第8項において準用する同条第6項の規定により告示し、変更後の和歌山県景観計画を和歌山県県土整備部都市住宅局都市政策課において公衆の縦覧に供する。

なお、この計画は、令和元年9月1日から施行する。

令和元年7月5日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県告示第232号

和歌山県プレジャーボートの係留保管の適正化に関する条例（平成20年和歌山県条例第22号）第8条第3項の規定により、次のとおり重点調整区域の指定を解除し、令和元年8月1日から適用することとしたので、同条第5項の規定により準用する同条第2項の規定により公示する。

令和元年7月5日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

重点調整区域の指定を解除する区域

平成20年和歌山県告示第1586号（和歌山県プレジャーボートの係留保管の適正化に関する条例による重点調整区域の指定）で公示した和歌山下津港海南地区の港湾区域内の重点調整区域のうち、別図に示す区域

なお、別図は省略し、その図面を和歌山県県土整備部港湾空港局港湾空港振興課及び和歌山下津港湾事務所に備え置いて縦覧に供する。

和歌山県告示第233号

港湾法（昭和25年法律第218号）第37条の11第1項の規定により、放置等禁止区域（港湾区域、港湾隣接地域又は臨港地区のうち、港湾の開発、利用及び保全上特に必要があると認める区域をいう。以下同じ。）及び当該放置等禁止区域における放置等禁止物件（みだりに、捨て、又は放置してはならない船舶その他の物件をいう。以下同じ。）を、次のとおり指定し、令和元年8月1日から適用することとしたので、同条第2項の規定により公示する。

令和元年7月5日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 放置等禁止区域に指定する区域

和歌山下津港海南地区の港湾区域及び港湾隣接地域のうち、別図に示す区域

なお、別図は省略し、その図面を和歌山県県土整備部港湾空港局港湾空港振興課及び和歌山下津港湾事務所に備え置いて縦覧に供する。

2 放置等禁止物件に指定する物件

(1) 船舶（アからカまでに掲げるものを除く。）及びその係留の用に供する工作物

ア 国又は地方公共団体の所有する船舶

イ 漁船法（昭和25年法律第178号）第2条第1項に規定する漁船

ウ 専ら海上運送法（昭和24年法律第187号）第2条第2項に規定する船舶運航事業の用に供する船舶

- エ 専ら港湾運送事業法（昭和26年法律第161号）第2条第2項に規定する港湾運送事業の用に供する船舶
- オ 専ら内航海運業法（昭和27年法律第151号）第2条第2項に規定する内航海運業の用に供する船舶
- カ しゅんせつ船その他の作業船
- (2) 自動車等（ア及びイに掲げるものに限る。）及びその部品（いずれも港湾隣接地域内の放置等禁止区域内に存するものに限る。）
- ア 道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第2条第2項に規定する自動車及び同条第3項に規定する原動機付自転車
- イ 使用済自動車の再資源化等に関する法律（平成14年法律第87号）第2条第2項に規定する使用済自動車

和歌山県告示第234号

仮想化実行基盤更新委託及び機器賃貸借業務について、一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第12条及び和歌山県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年和歌山県規則第107号）第10条の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和元年7月5日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 落札に係る特定役務の名称及び数量
仮想化実行基盤更新委託及び機器賃貸借業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
和歌山県警察本部警務部会計課
和歌山市小松原通一丁目1番地1
- 3 落札者を決定した日
平成31年4月25日
- 4 落札者の氏名及び住所
和歌山県警察仮想化実行基盤更新委託及び機器賃貸借業務・NECAP/NECコンソーシアム
（代表者）NECキャピタルソリューション株式会社
東京都港区港南二丁目15番3号
（構成員）日本電気株式会社
東京都港区芝五丁目7番1号
- 5 落札金額
72,875,000円（うち消費税及び地方消費税の額6,625,000円）
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 特例政令第6条の公告を行った日
平成31年3月12日

和歌山県告示第235号

情報管理システム用端末装置等賃貸借及び更新委託業務について、一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第12条及び和歌山県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年和歌山県規則第107号）第10条の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和元年7月5日

- 1 落札に係る特定役務の名称及び数量
情報管理システム用端末装置等賃貸借及び更新委託業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
和歌山県警察本部警務部会計課
和歌山市小松原通一丁目1番地1
- 3 落札者を決定した日
平成31年4月25日
- 4 落札者の氏名及び住所
NECAP/日興通信コンソーシアム
(代表者) NECキャピタルソリューション株式会社
東京都港区港南二丁目15番3号
(構成員) 日興通信株式会社
東京都世田谷区桜丘一丁目2番22号
- 5 落札金額
47,343,780円(うち消費税及び地方消費税の額4,303,980円)
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 特例政令第6条の公告を行った日
平成31年3月12日

和歌山県告示第236号

和歌山県警察遺失物管理システム更新委託業務について、一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。)第12条及び和歌山県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則(平成7年和歌山県規則第107号)第10条の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和元年7月5日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 落札に係る特定役務の名称及び数量
和歌山県警察遺失物管理システム更新委託業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
和歌山県警察本部警務部会計課
和歌山市小松原通一丁目1番地1
- 3 落札者を決定した日
平成31年4月25日
- 4 落札者の氏名及び住所
富士テレコム株式会社大阪支店
大阪府大阪市中央区本町三丁目2番8号
- 5 落札金額
75,350,000円(うち消費税及び地方消費税の額6,850,000円)
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 特例政令第6条の公告を行った日
平成31年3月12日

公安委員会告示

和歌山県公安委員会告示第11号

警備業法（昭和47年法律第117号）第23条の規定により、次のとおり検定を実施する。

令和元年7月5日

和歌山県公安委員会委員長 溝 端 莊 悟

1 実施する検定の種別及び級並びに定員

検定の種別及び級	定員
交通誘導警備業務2級	10名
施設警備業務2級	10名
貴重品運搬警備業務2級	10名
雑踏警備業務1級	10名
雑踏警備業務2級	10名

2 実施日時、場所

(1) 学科試験

種別及び級	日 時	場 所
交通誘導警備業務2級	令和元年10月10日（木） 午前10時から正午まで	和歌山県和歌山市小松原通一丁目1番地1 和歌山県警察本部 会議室8
施設警備業務2級	令和元年10月10日（木） 午後2時から午後4時まで	
貴重品運搬警備業務2級	令和元年10月11日（金） 午前10時から正午まで	
雑踏警備業務1級	令和元年10月11日（金） 午後2時から午後4時まで	
雑踏警備業務2級	令和元年10月11日（金） 午後2時から午後4時まで	

(2) 実技試験

種別及び級	日 時	場 所
交通誘導警備業務2級	令和元年11月7日（木） 午前10時から午後5時まで	和歌山県岩出市高塚513番地 有限会社岩出カースクール
施設警備業務2級	令和元年11月12日（火） 午前10時から午後5時まで	
貴重品運搬警備業務2級	令和元年11月14日（木） 午前10時から午後5時まで	
雑踏警備業務1級	令和元年11月19日（火） 午前10時から午後5時まで	
雑踏警備業務2級	令和元年11月21日（木） 午前10時から午後5時まで	

3 検定の内容

(1) 交通誘導警備業務2級

ア 学科試験

(ア) 警備業務に関する基本的な事項

(イ) 法令に関すること。

(ウ) 車両等の誘導に関すること。

(エ) 工事現場その他人又は車両の通行に危険のある場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

イ 実技試験

(ア) 車両等の誘導に関すること。

(イ) 工事現場その他人又は車両の通行に危険のある場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

(2) 施設警備業務2級

ア 学科試験

(ア) 警備業務に関する基本的な事項

(イ) 法令に関すること。

(ウ) 警備業務対象施設における保安に関すること。

(エ) 警備業務対象施設の破壊等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

イ 実技試験

(ア) 警備業務対象施設における保安に関すること。

(イ) 警備業務対象施設の破壊等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

(3) 貴重品運搬警備業務2級

ア 学科試験

(ア) 警備業務に関する基本的な事項

(イ) 法令に関すること。

(ウ) 貴重品運搬警備業務用車両並びに車両による伴走及び周囲の見張りに関すること。

(エ) 運搬中の現金、貴金属、有価証券等の貴重品に係る盗難等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

イ 実技試験

(ア) 貴重品運搬警備業務用車両並びに車両による伴走及び周囲の見張りに関すること。

(イ) 運搬中の現金、貴金属、有価証券等の貴重品に係る盗難等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

(4) 雑踏警備業務1級

ア 学科試験

(ア) 警備業務に関する基本的な事項

(イ) 法令に関すること。

(ウ) 雑踏の整理に関すること。

(エ) 雑踏警備業務の管理に関すること。

(オ) 人の雑踏する場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

イ 実技試験

(ア) 雑踏の整理に関すること。

(イ) 雑踏警備業務の管理に関すること。

(ウ) 人の雑踏する場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

(5) 雑踏警備業務2級

ア 学科試験

(ア) 警備業務に関する基本的な事項

- (イ) 法令に関すること。
- (ウ) 雑踏の整理に関すること。
- (エ) 人の雑踏する場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

イ 実技試験

- (ア) 雑踏の整理に関すること。
- (イ) 人の雑踏する場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

4 検定の方法

- (1) 学科試験及び実技試験により行う。
 なお、本検定の学科試験は実技試験の前に行い、学科試験に合格しなかった者に対しては、実技試験は行わない。
- (2) 実技試験の途中において合格基準に達しないことが明らかになった場合は、その者に対する試験を中止し、以降の実技試験は行わない。
- (3) 学科試験及び実技試験に合格した者には、成績証明書を交付する。

5 受検資格

- (1) 和歌山県内に住所を有する者又は和歌山県外に住所を有する者と和歌山県内の営業所に所属する警備員（以下「県外在住警備員」という。）であるもの
- (2) 雑踏警備業務1級を受検できる者は、(1)に規定する者で次のア又はイに該当するものとする。
 ア 警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号）第4条に規定する2級検定（雑踏警備業務に係るものに限る。以下「2級検定」という。）に係る警備業法第23条第4項の合格証明書（以下「合格証明書」という。）の交付を受けている者であって、当該合格証明書の交付を受けた後、雑踏警備業務に従事した期間が1年以上であるもの
 イ 和歌山県公安委員会がアに掲げる者と同等以上の知識及び能力を有すると認める者

6 受検を希望する者の手続

(1) 事前申出受付

受検を希望する者は、次の申出期間内に、(3)の注意事項を厳守の上、和歌山県警察本部生活安全部生活安全企画課（検定受付専用電話073-423-3344）に、電話による受検希望の事前申出を行うこと。事前申出を行った者を受検予定者とする。

種別及び級	申出期間
交通誘導警備業務2級	令和元年8月28日（水）から同月30日（金）まで （各日とも午前10時から午後5時まで）
施設警備業務2級	
貴重品運搬警備業務2級	
雑踏警備業務1級	
雑踏警備業務2級	

(2) 申込受付

(1)により受検予定者となった者は、7の検定申請書等を、次の検定申請書等提出期間内に提出すること。

提出先は、和歌山県内に住所を有する者は、その者の住所地を管轄する警察署とし、県外在住警備員は、その者の所属する営業所の所在地を管轄する警察署とする。ただし、和歌山県内に住所を有する警備員で、その者が和歌山県内の営業所に所属している場合は、検定申請書等の提出先は当該営業所の所在地を管轄する警察署も可とする。

種別及び級	検定申請書等提出期間
交通誘導警備業務2級	令和元年9月25日（水）から同月27日（金）まで （各日とも午前9時から午後5時まで）
施設警備業務2級	
貴重品運搬警備業務2級	
雑踏警備業務1級	
雑踏警備業務2級	

(3) 事前申出及び申込時の注意事項

- ア 事前申出の受付は、検定受付専用電話以外では受け付けない。
- イ 事前申出の受付は、電話1回につき、受検を希望する者1人のみを受け付ける。
- ウ 事前申出は、先着順に受け付け、申出者の人数が定員の数に達し次第、締め切る。
- エ 事前申出及び申込みは、受付担当者が受検を希望する者又は受検予定者に対して行う質問等に即答できる者が行うこと（即答できない場合は、受け付けない。）。
- オ 事前申出後において受検資格の要件を満たしていないことが判明した場合又は提出期間内に検定申請書等を提出しなかった場合には、受検予定者に決定していることを無効とする。
- カ この検定に関して不明な点がある場合は、事前に8の問合せ先に確認しておくこと。

7 検定申請書等

(1) 検定申請書

(2) 検定申請書の添付書類

- ア 顔写真（申請前6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの大きさの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの） 2枚
- イ 和歌山県内に住所を有する者にあつては、住所地を疎明する書面（住民票の写し等） 1通
- ウ 和歌山県内に所在する営業所に所属している警備員（和歌山県外に住所を有する者を含む。）にあつては、和歌山県内に所在する営業所に所属することを疎明する書面（営業所所属証明書） 1通
- エ イ及びウに該当する者が提出する検定申請書等には、その者の住所地を管轄する警察署に提出する場合はイの書面を、その者の所属する営業所を管轄する警察署に提出する場合はウの書面を添付すること。

(3) 雑踏警備業務1級の検定を受けようとする者の添付書類

(2) の添付書類のほか、次のア又はイの書類を添付すること。

- ア 雑踏警備業務2級検定の合格証明書の写し及び同合格証明書の交付を受けた日から、雑踏警備業務に従事した期間が1年以上であることを疎明する書面（警備業務従事証明書又は誓約書） 1通
- イ 和歌山県公安委員会が5の(2)のアと同等以上の知識及び能力を有すると認める者であることを疎明する書面（1級検定受検資格認定書）の写し 1通

(4) 手数料

種別及び級	手数料	注意事項
交通誘導警備業務2級	14,000円	和歌山県証紙により納付すること。
施設警備業務2級	16,000円	
貴重品運搬警備業務2級	16,000円	

雑踏警備業務1級	13,000円
雑踏警備業務2級	13,000円

8 問合せ先

和歌山県警察本部生活安全部生活安全企画課銃砲・営業等許可係

電話番号 073-423-0110 (内線3054・3055)

選挙管理委員会告示

和歌山県選挙管理委員会告示第30号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第7条第1項の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があったので、同法第7条の2第1項の規定に基づき、次のとおり公表する。

令和元年7月5日

和歌山県選挙管理委員会委員長 小 濱 孝 夫

政党の支部

政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	新	旧	異動年月日
自由民主党和歌山県御坊市第一支部	中村裕一	会計責任者	中村久美子	野村義夫	令和元.5.15
自由民主党和歌山県参議院選挙区第一支部	世耕弘成	会計責任者	川村太祐	佐藤拓治	令和元.5.27
自由民主党和歌山県岩出市第一支部	川畑哲哉	政治団体の名称	自由民主党和歌山県岩出市第一支部	自由民主党和歌山県岩出市第二支部	令和元.6.8

その他の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	新	旧	異動年月日
垣内憲一とチャレンジ!そして橋本市が変わる会	垣内靖弘	代表者	垣内靖弘	大西英樹	令和元.5.10
		会計責任者	垣内希代子	大西美香	令和元.5.10
有田医師連盟	野田倫代	代表者	野田倫代	横矢行弘	令和元.5.11
		会計責任者	中村嘉典	松谷良清	令和元.5.11
裕政会	中村裕一	会計責任者	中村久美子	坂本守	令和元.5.15
裕和会	野村義夫	会計責任者	中村久美子	中村靖	令和元.5.15
中村ゆう一後援会	野村義夫	会計責任者	中村久美子	野村義夫	令和元.5.15
古川まさのり後援会	古川祐典	主たる事務所の所在地	和歌山市秋月198-5	和歌山市鳴神960-4	令和元.5.15
田辺市医師連盟	西川哲司	代表者	西川哲司	水本博章	令和元.5.18

世耕弘成後援会	世耕弘成	会計責任者	川村太祐	佐藤拓治	令和 元. 5. 27
和歌山県ビルメン テナンス政治連盟	土生川汎	会計責任者	山口清	濱中豊加	令和 元. 5. 28
慶和会	松本和彦	主たる事務所の 所在地	東牟婁郡那智勝浦町大字 天満442番地21	東牟婁郡那智勝浦町大字 天満30番地8	令和 元. 6. 5
加藤康高後援会	加藤康高	主たる事務所の 所在地	東牟婁郡那智勝浦町浜ノ 宮207-1	東牟婁郡那智勝浦町浜ノ 宮227-1	令和 元. 6. 6

和歌山県選挙管理委員会告示第31号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第3項第3号の規定による資金管理団体の届出事項の異動の届出があったので、同法第19条の2第1項の規定に基づき、次のとおり公表する。

令和元年7月5日

和歌山県選挙管理委員会委員長 小 濱 孝 夫

資金管理団体の届 出をした者の氏名	資金管理団体 の 名 称	異動事項	新	旧	異 動 年月日
古川祐典	古川まさのり 後援会	主たる事務所の 所在地	和歌山市秋月198-5	和歌山市鳴神960-4	令和 元. 5. 15

和歌山県選挙管理委員会告示第32号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第1項の規定による政治団体の解散の届出があったので、同条第3項の規定に基づき、次のとおり公表する。

令和元年7月5日

和歌山県選挙管理委員会委員長 小 濱 孝 夫

その他の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	解 散 年月日
下崎弘通後援会	塩地健太	平成 31. 4. 30
大竹しげかず後援会	尾寄政輝	令和 元. 5. 22
自由党和歌山県総支部連合会	内海洋一	平成 31. 4. 26

和歌山県選挙管理委員会告示第33号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第6条第1項の規定による政治団体の設立の届出があったので、同法第7条の2第1項の規定に基づき、次のとおり公表する。

令和元年7月5日

和歌山県選挙管理委員会委員長 小 濱 孝 夫

その他の政治団体

国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
---------	--------	----------	------------	-------

中前好史後援会	佐古美砂紀	中前伸子	伊都郡高野町高野山53	平成 31.4.8
加藤康高後援会	加藤康高	浜口多恵子	東牟婁郡那智勝浦町浜ノ宮227-1	令和 元.5.7
中西登志明後援会	宮井康雄	石井省吾	有田市糸我町中番171番地	令和 元.5.14
山本勉後援会	上野勇	齋藤孝冴	東牟婁郡那智勝浦町狗子ノ川157-216	令和 元.5.23
善の会	田井伸幸	山下浩二	有田市千田358番地	令和 元.6.3

和歌山県選挙管理委員会告示第34号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第6条第1項の規定による政治団体の設立の届出について、吉本和広後援会から訂正の届出があったので、同法第7条の2第1項の規定に基づき、平成30年和歌山県選挙管理委員会告示第27号（政治団体の設立の届出）の一部を次のとおり訂正する。

令和元年7月5日

和歌山県選挙管理委員会委員長 小 濱 孝 夫

表中

「梅谷民子」を「梅谷たみ子」に訂正する。